

令和 7 年度 第 1 回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和 7 年 6 月 9 日(月)

15:00～15:35

場 所：福島第二地方合同庁舎 1 階会議室

出席者：(公)熊沢、竹田、橋本、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎、只野、松本

(使)安達、大内、金子、佐藤、鈴木

1 開 会

(室 長) ただいまから、令和 7 年度第 1 回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。

公益委員の竹田委員から少し遅れるとの連絡をいただいております。委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

賃金室長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

本日御出席いただいております第 5 2 期福島地方最低賃金審議会委員の皆様様の任期につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事ですが、次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 局長挨拶

(室 長) では、初めに、本日の審議会開催にあたりまして、福島労働局長より御挨拶いたします。

(局 長) 福島労働局長の岡田と申します。よろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、労働行政の運営に関しまして御理解と御協力を賜っておりますこと、誠に御礼申し上げます。

また、本日は御多用中にもかかわらず、審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、第 5 2 期福島地方最低賃金審議会委員としま

して、本年度より新しい体制で御審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

さて、福島県最低賃金につきましては、昨年8月9日に時間額955円の答申をいただきまして、10月5日に発効となっております。

今年度の改定につきましても、中央最低賃金審議会におきまして、令和7年度地域別最低賃金改定の目安について諮問が行われ、審議がスタートすることになります。

今年度も答申がされましたら、委員の皆様にご速やかにお伝えさせていただきたいと考えております。

直近での4月の県内の雇用情勢におきましても、今後の見通しといたしまして、雇用情勢は求人が高く推移しているものの、改善の動きに弱さが見られる、引き続き物価上昇や米国の通商政策等が雇用に与える影響をより一層注視する必要がある、としているところでございます。

こうした国内外の状況下での調査審議になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットでございます最低賃金の決定にあたりましては、最低賃金審議会におきまして、公労使の委員の皆様方で十分に議論していただくことが、何よりも重要であると考えております。

委員の皆様方におかれましては、最低賃金を取り巻く諸般の事情を総合的に御勘案いただき、御審議賜りますようお願い申し上げます。

事務局といたしましても円滑な審議に向け、最大限の努力をさせていただき、こととしておりますので、充実した審議をいただきますことを重ねてお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

3 審議会委員の紹介

(室 長) 続きまして、事務局より審議会委員の皆様を御紹介させていただきます。

(補 佐) 賃金室長補佐の橋本と申します。よろしくお願いいたします。

私から、お手元の会議資料の1ページの審議会委員名簿により、委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず公益代表、熊沢透委員。

(熊沢委員) よろしくお願いいたします。

(補 佐) 竹田香織委員。遅れての御出席となります。
橋本寿委員。

(橋本委員) よろしくお願いいたします。

(補 佐) 元井貴子委員。

(元井委員) よろしくお願いいたします。

(補 佐) 森谷吉博委員。

(森谷委員) よろしくお願いします。

(補 佐) 労働者代表、塩澤基委員。

(塩澤委員) 塩澤です。お願いします。

(補 佐) 高橋誉委員。

(高橋委員) 高橋です。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 田崎雅人委員。

(田崎委員) 田崎でございます。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 只野知子委員。

(只野委員) 只野です。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 松本瑛貴委員。

(松本委員) 松本です。よろしくお願いします。

(補 佐) 使用者代表、安達和久委員。

(安達委員) 安達です。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 大内淳子委員。

(大内委員) 大内です。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 金子市夫委員。

(金子委員) 金子でございます。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 佐藤卓也委員。

(佐藤委員) 佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(補 佐) 鈴木勉委員。

(鈴木委員) 鈴木です。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 次に事務局職員を紹介させていただきます。
綿貫労働基準部長。

(基準部長) 綿貫でございます。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 安田賃金指導官。

(指 導 官) 安田です。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 以上です。よろしくお願いいたします。

(室 長) 議事に入る前に定足数の確認をさせていただきます。

(補 佐) 本日は、竹田委員が遅れておりますが、14名の委員の出席をいただいております、委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

4 議 事

(室 長) それでは、これより議事に入ります。

本日予定しております議事は、

- (1) 会長及び会長代理の選出
- (2) 福島地方最低賃金審議会運営規程について
- (3) 福島県最低賃金審議会専門部会の設置及び廃止について
- (4) 審議会議事録確認者の指名について
- (5) 資料の説明について

以上の5点になります。

(1) 会長及び会長代理の選出について

(室 長) それでは、会長及び会長代理の選出を行います。

会長及び会長代理につきましては、最低賃金法第24条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」ことになっております。

公益委員の協議により、会長に「熊沢透委員」、会長代理に「森谷吉博委員」が推挙されました。

労働者側委員、使用者側委員の皆様、御承認いただけますでしょうか。

《異議なしの声》

(室 長) 御承認いただきましたので、会長を熊沢委員、会長代理を森谷委員にお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきまして、熊沢会長にお願いいたし

ます。

(会長) 福島地方最低賃金審議会会長の熊沢でございます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度から２年間、第５２期の最低賃金審議会委員ということになります。円滑な審議会の運営ができますよう私としても丁寧に対応してまいりたいと考えていますので、今年度もよろしくお願いいたします。

さて、昨年度福島県最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会から示された「目安額」を参考に、各委員の皆様にご審議をしていただき、時間額９５５円、令和６年１０月５日発効となりました。

今年の春季賃上げは、昨年同様、高い水準となった結果が出ております。しかし、物価高騰が続いており、今後も上昇していくことが予想され、この上昇分を上回るような賃上げがなされているかという点と厳しい状況となっているようでございます。

このような諸々の状況から、それぞれの立場において、非常に厳しい審議を重ねることになるかと思いますが、私ども公益としましては、円滑な審議の進行に努めてまいりますので、真摯な審議をいただきまして、福島県の最低賃金の結論を出していただければと思います。

皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、今年度私の都合で、議論も大変ですが日程調整も皆さんにご苦勞をお掛けするかと思います。大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。以上です。

(２) 福島地方最低賃金審議会運営規定について

(会長) まず、福島地方最低賃金審議会運営規程について、事務局から説明をお願いします。

(室長) 資料の２ページから４ページをご覧ください。

審議会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、従来からこの規程を定めています。

令和５年度までは、第１回の本審において、毎年提案させていただき、承認をいただいておりますが、昨年度からは当該規程の内容を変更等し

ていない場合は、毎年各委員みなさまから承認を得るという手続きを省略させていただいた方が、審議の効率化を図ることができることから、令和6年度からは、2年任期の途中かつ規程内容の変更がない場合、その御確認をしていただくことといたしました。

今年度は、委員の皆様の新たな任期となりましたので、改めて運営規程を案として提案させていただきます。

第1条は目的、第2条は会議の招集に関すること、第3条には小委員会を設けることができること、第4条は委員の欠席及び第5条は会議の議事に関することとなっています。

また、第6条の会議の公開には、会議は、原則公開とすること、ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができることを規定しています。第2項は、会長が会議における秩序の維持のため傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができることを規定しています。

第7条の議事録及び議事要旨には、議事録及び議事要旨を作成すること、議事録及び会議の資料は、原則公開しますが、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができることを規定しています。

さらに、第8条では意見の提出、第9条では規定の改廃に関する事項となっています。

付帯決議には、「1 本運営規程第6条第1項の規定に基づき会議を非公開とする審議等は、公益委員、労働者側委員及び使用者側委員の三者が集まっての採決、その他、公益委員と労働者側委員との会議、公益委員と使用者側委員との会議及び労働者側委員と使用者側委員との会議の二者での会議とする。また、調査審議を行う場合においての関係労働者及び関係使用者その他の関係者の意見を聴取するに当たり、公開とすることについて陳

述者の同意が得られない場合は非公開とする。2 本運営規程第7条第2項の規定に基づき、その一部又は全部非公開とすることができる議事録及び会議の資料は、非公開とした審議等に係る議事録及びその時に使用した資料とする。」としております。

昨年度からの変更点はありません。同じ内容になっております。

(会長) ただいま、事務局から説明・提案のあった福島地方最低賃金審議会運営規程について、何かご意見ございませんか。

(なし)

(会長) 審議会運営規程につきましては、事務局提案のとおりとさせていただいてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(会長) それでは、事務局案のとおりといたします。

よって、今後の審議会においては、一部非公開となる場面も出てくることが想定されますが、その際には傍聴者には一旦退席をお願いすることもあるという取り扱いとなりますので、その際には事務局は傍聴者の案内等をお願いします。

(室長) 承知しました。

(3) 福島地方最低賃金審議会専門部会の設置について

(会長) 次に、議事の(3)の福島地方最低賃金審議会専門部会の設置および廃止について、事務局から説明をお願いいたします。

(室長) 最低賃金法第25条第1項において、「必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる」とされ、同条第2項において、「最低賃金の改正決定の調査審議を求められた場合、専門部会を置かなければならない」と規定されています。

この場合、最低賃金審議会令第6条第4項に準用される同令第3条第1項の委員推薦に関する公示手続きなどで部会設置に相当の期間を要することから、本日の審議会において、最低賃金法第25条第1項に基づき「専門部会を設置すること」の議決をお願いいたします。

また、設置されました専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審

議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定され、「専門部会がその任務を終了する前においても、あらかじめ廃止する旨の議決を行うことができる。」と解されていますので、最低賃金の異議申出期間が満了したときに当該「専門部会を廃止する」議決をお願いいたします。

(会 長) ただいま、事務局より説明・提案のあった福島地方最低賃金審議会専門部会の設置及び廃止について、異議ございませんか。

《異議なしの声》

(会 長) それでは、最低賃金法の規定に基づき、福島県最低賃金の改正について審議を行う福島地方最低賃金審議会専門部会を設置し、最低賃金の異議申出期間が満了したときに当該専門部会を廃止することとします。

(4) 審議会議事録確認者の指名について

(会 長) 続きまして、議事の(4) 審議会議事録確認者の指名について、確認者の指名を行います。

運営規程第7条では、議事録及び議事要旨を作成することと規定されております。

作成した議事録につきましては、会長及び会長の指名した委員2人が確認していただくこととしております。労働者側・使用者側から1名ずつ推薦をお願いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょうか。

(田崎委員) 田崎でお願いいたします。

(会 長) 使用者側はいかがでしょうか。

(佐藤委員) 佐藤でお願いいたします。

(会 長) それでは労働者側は田崎委員、使用者側は佐藤委員を議事録確認者に指名することとしますので、よろしくお願いします。

議事録の確認方法についてお諮りします。事務局案がありましたら説明・提案をお願いいたします。

(室 長) 確認の方法につきまして、原則は、事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえで直接ご意見等をお伺いしておりましたが、今年度についても原則同じ取り扱いとさせていただきたいと思います。なお、事務局と確認者の都合により、持参することで迅速・的確な事務処理とならない場合に

についてはメールにて送付を行い、ご確認いただくことにしたいと考えております。

(会長) ただいま、説明がありました議事録の確認方法についてご意見ございませんか。

《異議なしの声》

(会長) それでは、議事録の確認方法につきましては、事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえでご確認いただく方法といたしますが、適宜メールも活用して確認いただくこととします。

(5) 配付資料の説明について

(会長) 次に(5)配付資料の説明についてです。事務局より説明をお願いします。

(室長) それでは、配付資料につきまして御説明いたします。

本日の配付資料につきましては、「会議資料目次」にある資料を配布させていただきます。

下方中央のページ数で御説明いたします。1ページの名簿と2ページから4ページの規定につきましてはすでに説明が終わっておりますので、5ページから説明させていただきます。

5ページは、令和6年度の中央最低賃金審議会並びに福島地方最低賃金審議会等の開催状況です。昨年の中央最低賃金審議会では、7月25日に最低賃金改定の目安額の答申がありました。福島地方最低賃金審議会においては、7月2日の第2回審議会で県最低賃金の改正諮問、7月29日の第3回審議会で目安額の伝達を行い、8月9日の第4回審議会で改正答申が行われました。福島県最低賃金に係る専門部会での金額審議は、7月30日の第2回専門部会、8月5日の第3回専門部会、8月9日の第4回専門部会の3日間行われました。

6ページは、特定最低賃金専門部会の開催状況です。5つある特定最低賃金のうち電子部品等製造業及び計量器等製造業については、改正の必要性審議において全会一致で必要性ありとはならなかったため、金額改定審議はなされませんでした。他の非鉄製品製造業、輸送用機械器具製造業及び自動車小売業については全会一致により金額改定となりました。

7 ページは、令和 6 年度における全国の地域別最低賃金の審議・決定状況です。

8 ～ 10 ページは、本年 3 月 31 日に連合福島様より提出がありました「2025 年度最低賃金行政に関する要請書」です。

11 ～ 13 ページは、本年 6 月 3 日に連合本部様より厚生労働大臣あてに提出されました「2025 年度最低賃金行政等に関する要請書」です。

14 ページ～ 16 ページは、本年 4 月 17 日付け日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会の「最低賃金に関する要望」です。

17 ～ 18 ページは、本年 6 月 3 日に全労連東北地方協議会様、全労連北海道地方協議会様、福島県労働組合総連合様の連名により提出がありました「最低賃金引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請書」です。

19 ～ 20 ページは、県内各市町村議会より提出のあった令和 7 年度の「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」の提出者一覧です。59 市町村議会のうちの 32 市町村議会から意見書が提出されています。21 ページに福島市議会、22 ページに郡山市議会の意見書を添付しました。他の市町村議会につきましても、ほぼ同様の内容になっております。

なお、昨年度の審議会におきまして、意見書は何年の最低賃金の引き上げに関する意見書なのかという質問をいただいております。意見書には何年の最低賃金という表現はございませんが、令和 7 年 3 月に決議されたものは、その後に決定される最低賃金に関する決議ということで、令和 7 年度として一覧を取りまとめさせていただきました。

23 ～ 27 ページまでは、本年 3 月 31 日に行われた「2025 年度特定最低賃金 5 業種の「金額改正申し出」の意向表明書の写しです。なお、特定最低賃金の改正申出書の提出は、7 月 16 日（水）に行われる予定となっております。

冊子末尾には、今年度のものでしまして、①最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へと題するもの、②賃上げ支援助成金パッケージ、③業務改善助成金の案内、以上、3 点のリーフレットをお入れしています。

配付資料の説明は以上です。

(会 長) 只今の説明で、質問等ございましたらお願いします。

(田崎委員) 資料５ページの昨年の開催状況一覧に関係する、今年度のスケジュールが付いておりましたが、今年は参議院選挙もあるということでスケジュールが昨年度同様には進まないのではないかと伺っております。５ページの下段のところで、中賃目安の伝達が昨年度は令和６年７月１９日の第３回の本審のときでございました。同様に今年のスケジュールを見てみますと、確保されているスケジュールが７月３１日、８月１日とございます。それを見ますと今年の中賃目安の伝達の時期によっては、スケジュールが確保されていても開催せずにずれ込むということが予想されるということでしょうか。

(会 長) 日程の確保についての議題は５番目にありますのでそのときでよろしいでしょうか。

(田崎委員) もちろんです。

(会 長) 他に御意見、御質問ございますでしょうか。

(な し)

５ その他

(会 長) 次に、５ その他としまして、今後の審議会日程の確保について事務局から説明をお願いします。

(室 長) 委員の皆様の都合を確認したうえで、今後の審議日程を調整させていただきました。

今日現在、本省から、中賃の答申見込日については示すことができないこと、いつ答申があっても対応できるように、という指示が来ております。

その状況の中、過去の中賃の状況から、本日の第１回本審に加え、７月１５日火曜日１０時からの第２回本審、７月２２日火曜日１０時からの第１回専門部会は確定とさせていただきます。

それ以降の日程は、目安答申が遅くなった場合や、福島での審議の状況による予備日も含め、委員の皆様に御審議いただく可能性のある日の一覧を作成したものです。

本審・専門部会両方の定足数を満たす日については「本審・専門部会」、専門部会委員のみ定足数を満たす日については「専門部会」としています。

委員の皆様には、お忙しい中、このような状況を御理解いただき、この日の確保をお願いできればありがたいと思っております。

(会長) ありがとうございます。以前、私がお伝えした都合を踏まえていただきましたが、8月4日については、自分の科目のテストがありますので、11時くらいからであれば間に合います。

(室長) 最終的にこの日程の再度の皆様の都合の確認をさせていただいた方がよろしいでしょうか。

(会長) 再度やっていただくと安全ではありますが、大変ではありませんか。

ここに書いてある日程で確実に都合がつかなくなったという場合は事務局に速やかにご連絡いただいて、その塩梅でもって成立しなくなったら、その旨を全体に伝えていただき、その代わりに別な日に起こりうる可能性が高くなるという理解でよろしいでしょうか。

選挙との関わりの質問がありましたので、外部要因としてこの日程に対する影響等、見通し等はいかがでしょうか。

(基準部長) 本件につきまして私の方から回答させていただきます。

選挙の状況もございしますが、日程が今のところ本省からも全く示されていないということ、そのために委員の皆様にご迷惑をお掛けしないように、出来る限りの日程をまず前提として取らせていただいた、というのが現状でございます。

なので、御審議いただく可能性がある日ということで、この日程の日にちを抑えていただきたいというのが趣旨でございます。

そのうえで、昨年度は、田崎委員から御指摘いただいたとおり、7月25日答申が出ていますので、その日程感を踏まえると、7月31日に出来るかと思っているところでございますが、具体的な日程が示されていない中で、我々も今のところ何とも言えない。参議院の日程はあるかもしれませんが、目安の日程を踏まえ、どのように審議を進めていくかということが我々も全く見えていない状況でございます。日程が遅れば、御指摘いただいたように8月1日や8月4日になる可能性はございますので、まずはこの日程をとっていただき、日程の確認ができ次第皆様に御報告差し上げ、至急明確な日程を確定させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければありがたいところでございます。

(会 長) 今の御説明でよろしいでしょうか。

皆様出来るだけご都合を、万障繰り合わせの上、よろしくお願いいたします。

(室 長) 事務局から、1点御説明します。

審議の中で、参考人意見聴取につきまして、これまで第2回専門部会で実施しておりました。参考人の方の予定を確保するという点からも、この第2回専門部会につきましては、できるだけ早めに日程を確定したいと思っておりますので、その点も御理解いただければと思います。

(会 長) その他、何かございませんか。

6 閉 会

(会 長) 特にないようであれば、以上で本日の審議会は閉会とします。

事務局確認